

4月からごみの収集日と分別が変わります

収集

収集日と回数が変更になりました。詳細は3月号折り込みのごみカレンダーで確認してください。町ホームページにも掲載していますので参照してください。

分別

充電式を含む電池類およびライター類は、全て「有害ごみ」になります。収集日に中身の見える袋に入れて、袋に『有害』と書いて出してください。ライターの燃料は使い切ってください。

※有害ごみとは

ごみの回収や処理のときに危険なものを分けて回収するための分別です。有害ごみに分別することにより収集車の中でつぶれたりして発火する危険がなくなります。協力をお願いします。

問い合わせ先：生活環境課 環境グループ ☎82-2265

消費生活 豆知識

令和4年4月1日 民法改正により

成年年齢が18歳に引き下げられました



2016年の選挙権年齢の引き下げに伴い、経済社会でも検討されていた成年年齢の引き下げですが、この春改正民法が施行され18歳に引き下げられました。具体的にはどんなことが変わのでしょうか？

変わること	変わらないこと
<p>親の同意なく契約ができるようになる</p> <p>自分名義のクレジットカードを持つ・借金・部屋の賃貸借 など</p>	<p>国家資格、10年パスポートの取得・結婚が可能になる など</p>
	<p>飲酒、喫煙、ギャンブルは20歳から</p>

■ 成人すると、未成年取消権が行使できなくなります！

民法で未成年者は「知識・経験の不足」「判断能力の未熟さ」から保護の対象とされており、未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取り消すことができます。

この規定は未成年の消費者被害を防止する役割を果たしており、改正後は18歳になった時点で権利の行使ができなくなります。

■ 自分の意思で契約することができるように→責任は自分で！

契約は法的拘束力を持つ約束のことです。一度成立すると契約に拘束され、有効に成立した契約を理由なく取り消すことはできません。

■ 金銭の借入も可能に→返済が滞ると信用情報に登録されます！

契約を守ることが「信用」です。ローンやクレジットの利用や返済の記録（信用情報）は「信用情報機関」に登録され次回契約する際のローン・クレジット会社の判断基準となります。

今後、社会経験の浅い若者を悪質業者が狙うことが懸念されます

【若者に多いトラブル事例】

- ★先輩に勧められ「簡単に稼げる」という情報商材を50万円で契約。消費者金融から借りるよう言われ支払ったが思うように稼げず返済できない。
- ★「スマホを契約し渡せば報酬が得られる」というアルバイトをしたが後日、携帯会社から高額な請求を受けた。

新成人の大半が学生であり社会的に自立しているとは言い難い状況ではないでしょうか？
しばらくは家族や周囲のフォローが必要だと思われます。心配な時は迷わず相談を！

警察相談窓口 #9110 (24時間年中無休対応) / 消費者ホットライン188 (最寄りのセンターに接続)

相談
問い合わせ先

生活環境課 町民生活グループ
町消費生活センター ☎82-2265